

「公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部改正」に対するご意見とご意見に対する県の考え方

R2.9.25 島根県薬事衛生課

募集期間 令和2年8月17日～9月16日

意見提出者 2名

No.	ご意見の内容(概要)	県の考え方
1	<p>条例改正案として「浴槽に湯水がある場合には、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること」とあるが、今後、ろ過器及び消毒装置を停止させる場合は浴槽水を抜かなければならなくなるのか。 営業時間終了後に、ろ過器等を停止させている施設の場合、毎日、浴槽水を抜くことになるが、現実的には対応が難しい。</p>	<p>循環式浴槽では、ろ過又は換水により浴槽水中の汚れを除去するとともに、消毒装置を正常に作動させて塩素濃度を維持する必要があります。 ろ過器及び消毒装置を停止させて、貯め湯の状態では、浴槽水中の有機物などの汚れを栄養源として微生物が繁殖し、配管内などでの生物膜(バイオフィルム、ぬめり)形成につながります。 浴槽水を毎日完全に換水することが困難な場合は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させる必要があります。</p>
2	<p>条例改正に伴い施設改修等が必要な場合については、補助金等の適用について併行して検討し、改正に伴う運用が適切に図られるよう要望する。</p>	<p>今回の条例改正においては、構造設備(ハード)の基準は変更しておらず、衛生措置(ソフト)の基準に限って見直しを行っています。 施設改修による対応が難しい場合であっても、衛生管理(生物膜の監視や定期的な清掃、消毒など)により対応が可能と考えており、現状、今回の条例改正に伴う補助金制度の新設予定はありません。 なお、事業者向けの資金調達のための支援制度として、国民生活金融公庫や県商工労働部中小企業課において各種融資制度が設けられています。</p>